



90010200001

141-0001

東京都品川区北品川1-1-1

健保システムビル東館9F

㈱健保 御中

この処分に不服があるときは、審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査会（厚生労働省内）に対して行うことができ、処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日から6か月以内（審査請求があったときは、その裁決があったことを知った日から6か月以内）に、健康保険組合を被告として提起することができます。（ただし、原則として、処分又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。）

〒102-8017

東京都千代田区富士見1丁目12番8号

東京都情報サービス産業健康保険組合

切り取り線

健康保険 介護保険  
子ども・子育て支援金

## 健康保険料・調整保険料・介護保険料・納入告知書・領収証書

141-0001 東京都品川区北品川1-1-1 健保システムビル東館9F ㈱健保 御中	納付番号 9001	一般保険料	基本保険料	特定保険料	調整保険料	介護保険料
		9,933,547円	(5,692,234円)	(4,241,313円)	139,305円	857,650円
	子ども・子育て支援金	246,463円	納付額		¥11,176,965円	
納付場所 みずほ銀行・三菱UFJ銀行 三井住友銀行・りそな銀行・シティバンク銀行	納付目的年月 令和8年4月分	調定年度 令和8年度	納付期限 令和8年5月31日	納入告知書発行年月日 令和8年5月15日		
上記銀行最寄の本支店または当組合事務所へ納付してください。 なお、納付期限までに完納されなかったときは、健康保険法第181条によって延滞金の納付を要します。 (保険料は納期内に必ず納付してください。)	〒102-8017 東京都千代田区富士見1丁目12番8号 東京都情報サービス産業健康保険組合 理事長 安藤 文男	領収日付印				
この領収証書は2年間大切に保存してください。	電話 03 (3239) 9819					

切り取り線

健康保険 介護保険  
子ども・子育て支援金

## 領収済銀行控

## 電信扱

141-0001 東京都品川区北品川1-1-1 健保システムビル東館9F ㈱健保 御中	納付番号 9001	一般保険料	基本保険料	特定保険料	調整保険料	介護保険料
		9,933,547円	(5,692,234円)	(4,241,313円)	139,305円	857,650円
	子ども・子育て支援金	246,463円	納付額		¥11,176,965円	
領収済通知書は廃止しております。	納付目的年月 令和8年4月分	調定年度 令和8年度	納付期限 令和8年5月31日	納入告知書発行年月日 令和8年5月15日		
取扱銀行取りまとめ店 みずほ 銀行 新橋支店 (普) 819152 三菱UFJ 銀行 虎ノ門中央支店 (普) 10956 三菱UFJ 銀行 虎ノ門支店 (普) 4275568 三井住友 銀行 日比谷支店 (普) 2343864 りそな 銀行 新橋支店 (普) 687012 シティバンク 銀行 本店 (普) 7270242	〒102-8017 東京都千代田区富士見1丁目12番8号 東京都情報サービス産業健康保険組合 理事長 安藤 文男	領収日付印				
納付番号・納付目的年月は電告時に必ず送信してください。	電話 03 (3239) 9819					